

告示

埼玉県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

吉川市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業吉川公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十月十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号、昭和六十年埼玉県告示第五百三十七号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十四号、平成二年埼玉県告示第千二百十二号、平成六年埼玉県告示第千二百三十一号、平成八年埼玉県告示第四百六十五号、平成十一年埼玉県告示第千八百八十六号及び平成二十三年埼玉県告示第百三十八号の事業地に大字富新田字南谷、大字高久字佐左エ門及び字野会、大字中曾根字九反、美南一丁目、美南二丁目及び美南三丁目の区域を加え、大字高久字町田及び字小帳、大字中曾根字川戸沼及び字八幡及び大字道庭字堤外地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十三年埼玉県告示第千四百八十三号、昭和六十年埼玉県告示第五百三十七号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十四号、平成六年埼玉県

告示第千二百三十一号、平成八年埼玉県告示第四百六十五号、平成十一年埼玉県告示第千八百八十六号及び平成二十三年埼玉県告示第百三十八号の事業地に大字富新田字南谷、大字高久字佐左エ門及び字野会、大字中曾根字九反、美南一丁目、美南二丁目及び美南三丁目の区域を加え、大字高久字町田及び字小帳、大字中曾根字川戸沼及び字八幡、大字道庭字堤外、吉川一丁目、吉川二丁目、平沼一丁目及び保一丁目地内において事業地を変更する。